

福岡県医第1381号(地)

平成20年 9月29日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

平成20年度インフルエンザ予防接種広域接種実施要領の送付について

定期予防接種広域接種に係る平成20年度インフルエンザ予防接種実施要領を別紙のとおり作成いたしましたので、お送りいたします。

つきましては、広域接種協力医療機関への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件に関しましては、本会ホームページにも掲載しております。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉

平成20年度 福岡県定期予防接種広域化 インフルエンザ予防接種実施要領

1. 実施期間

被接種者居住地市町村が定めたインフルエンザ予防接種期間を基本とする
(接種期間外は、任意接種)

※ 福岡市住民についても、福岡市が定めた接種期間内での実施とする。料金は、接種地市町村料金を請求する。

2. 接種対象者

満65歳以上で接種を希望する人および満60歳以上65歳未満の人で心臓、腎臓、若しくは呼吸器の機能又は、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人

3. 予診票及び接種済証

- ・各市町村作成のものを使用。(予診票は統一しない。接種地市町村、被接種者居住市町村どちらのものでも可)
- ・接種済証については広域化対応のものを使用。(市町村もしくは医師会作成のもの)

4. 個人負担金 ※別紙料金表参照

- ・被接種者居住地市町村が定めた自己負担金(別紙のB欄参照)を、被接種者から徴収。
- ・自己負担金免除者は、自己負担なし。各市町村において免除対象者が異なる。免除者本人が持参する被接種者居住地市町村・保健福祉環境事務所が発行した通知書および証明書等で確認のうえ、接種を行う。

※福岡市住民の接種料金は、接種地市町村料金で、接種期間は福岡市設定期間

5. 請求方法

広域化報告書兼請求書に予診票を添付のうえ、

- ・被接種者居住地市町村の定めた接種料金から自己負担金を差し引いた金額(別紙のA欄参照)を、被接種者市町村もしくは医師会へ請求。
- ・自己負担金免除者分については、被接種者居住地市町村の定めた接種料金全額(別紙のA+B欄参照)を請求。

6. 健康被害等について

接種により生じた予防接種事故等については、被接種者居住地市町村の設置する予防接種健康被害調査委員会の審議に付し、その意見に基づいて処理するものとする。

7. その他注意事項

- ・自己負担金免除対象者等について不明な場合は、各市町村へ確認のうえ、接種を実施すること。
- ・接種済証(広域化対応分)は、各市町村において作成したものを使用すること。ただし、広域化対応の接種済証未作成の市町村に所在する医療機関は、医師会作成の広域化対応接種済証を使用するものとする。

平成20年度インフルエンザ広域予防接種料金・実施期間一覧

市町村名	接種料金（A+B）：市町村委託料		予診のみ （不可問診）	接種期間	特記事項
	市町村負担金（A）	自己負担金（B）			
北九州市	減免：4,100/施設減免：2,010	自己負担金なし	2,835 （施設実施分は0）	平成20年11月1日～平成21年3月31日	減免対象者：65歳以上で生活保護受給者又は世帯全員が市民税非課税の方。接種を受ける場合は「減免用予診票」が必要なため、接種前に住所区の区役所生活支援で申請が必要。接種時に「介護保険料納入通知書（所得段階が1～3のもの）」又は「介護保険負担限度額認定証」を提示。 予診のみ者：施設実施分については「予診のみ（不可問診）」の支払は認めません。 施設：介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特養、養護、軽費ケアハウス 60歳から65歳未満の者で、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者（身体障害者手帳1級程度の障害）については、同障害が確認できる身体障害者手帳のコピー（障害程度が分かる部分）を予診票に添付すること。
	一般：3,100/施設一般：1,010	1,000			
中間市	外来：3,292 入院・入所：1,202	1,000	2,835	平成20年10月20日～平成21年3月31日	・インフルエンザ接種で「無料」と明記した予診票を持参した被接種者については、負担金を徴収せず全額請求すること。 ・施設：介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム、ケアハウス ・60歳以上65歳未満については、調査票の記入・添付が必要。
芦屋町	3,292	1,000	2,835	平成20年10月20日～平成21年3月31日	・インフルエンザ接種で「無料」と明記した予診票を持参した被接種者については、負担金を徴収せず全額請求すること。 ・施設：介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム、ケアハウス ・60歳以上65歳未満については、調査票の記入・添付が必要。
岡垣町	3,292	1,000	2,835	平成20年10月20日～平成21年3月31日	・インフルエンザ接種で「無料」と明記した予診票を持参した被接種者については、負担金を徴収せず全額請求すること。 ・施設：介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム、ケアハウス ・60歳以上65歳未満については、調査票の記入・添付が必要。
遠賀町	外来：3,292 入院・入所：1,202	1,000	2,835	平成20年10月20日～平成21年3月31日	・インフルエンザ接種で「無料」と明記した予診票を持参した被接種者については、負担金を徴収せず全額請求すること。 ・施設：介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム、ケアハウス ・60歳以上65歳未満については、調査票の記入・添付が必要。
水巻町	3,292	1,000	2,835	平成20年10月20日～平成21年3月31日	・インフルエンザ接種で「無料」と明記した予診票を持参した被接種者については、負担金を徴収せず全額請求すること。 ・施設：介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム、ケアハウス ・60歳以上65歳未満については、調査票の記入・添付が必要。
行橋市	3,070	1,000	0	平成20年11月1日～平成21年2月28日	新しく医療機関が追加または、削除される可能性があります。
苅田町	3,470	1,000	設定なし	平成20年11月1日～平成21年2月28日	生活保護受給者については、自己負担額は無料。
みやこ町	3,470	1,000	設定なし	平成20年11月1日～平成21年2月28日	
豊前市	2,000	1,000	設定なし	平成20年10月14日～平成20年12月末日	
築上町	2,000 生保：3,000（自己負担なし）	1,000	1,000	平成20年10月14日～平成20年12月末日	
吉富町	2,000 生保：3,000（自己負担なし）	1,000	2,000	平成20年10月14日～平成20年12月末※	※医療機関によって異なる
上毛町	3,000	0	2,000	平成20年10月14日～平成20年12月末日	
福岡市	接種料金は、接種地の料金。請求は、報告書兼請求書に予診票を添付して直接福岡市へ。			平成20年10月1日～平成21年1月31日	接種料金は接種地の料金。自己負担免除者は証明書を添付して請求。
春日市	3,126 ※自己負担金免除者4,126（自己負担なし）	1,000	2,835	平成20年10月15日～平成21年2月28日	翌月10日までに広域の請求書に予診票の原本をつけて請求。 65歳未満は障害手帳の写し、自己負担免除者は市が発行している「自己負担免除通知書」の原本も添付。
筑紫野市	3,126 ※自己負担金免除者4,126（自己負担なし）	1,000	2,835	平成20年10月15日～平成21年2月28日	自己負担金免除者分の請求は、被接種者が持参した「自己負担金免除通知書」を予診票に添付して請求すること。
太宰府市	3,126 ※自己負担金免除者4,126（自己負担なし）	1,000	2,835	平成20年10月15日～平成21年2月28日	自己負担金免除者分の請求は、被接種者が持参した「自己負担金免除通知書」を予診票に添付して請求すること。
那珂川町	3,126 ※自己負担金免除者4,126（自己負担なし）	1,000	2,835	平成20年10月15日～平成21年2月28日	生活保護被保護世帯、市町村民税非課税世帯に該当する人は、免除申請に基づき、自己負担金を全額免除する。
大野城市	3,126 ※自己負担金免除者4,126（自己負担なし）	1,000	2,835	平成20年10月15日～平成21年2月28日	自己負担金免除者分の請求は、被接種者が持参した「自己負担金免除通知書」を予診票に添付して請求すること。
前原市	2,500 ※自己負担金免除者4,000	1,500	2,700	平成20年10月1日～平成20年12月31日	自己負担金免除者分の請求は、被接種者が持参した「自己負担金免除通知書」を予診票に添付して請求すること。
二丈町	2,500 ※自己負担金免除者4,000	1,500	2,700	平成20年10月1日～平成20年12月31日	自己負担金免除者分の請求は、被接種者が持参した「自己負担金免除通知書」を予診票に添付して請求すること。

平成20年度インフルエンザ広域予防接種料金・実施期間一覧

市町村名	接種料金（A+B）：市町村委託料		予診のみ （不可問診）	接種期間	特記事項
	市町村負担金（A）	自己負担金（B）			
志摩町	2,500 ※自己負担金免除者4,000	1,500	2,700	平成20年10月1日～平成20年12月31日	自己負担金免除者分の請求は、被接種者が持参した「自己負担金免除通知書」を予診票に添付して請求すること。
古賀市	3,000 生保:4,000（自己負担なし）	1,000	1,050	平成20年10月15日～平成21年1月31日	生保該当者については、福祉事務所発行の診療依頼書等確認できるものの写しを予診票に添付すること。
粕屋町	3,000 生保:4,000（自己負担なし）	1,000	1,050	平成20年10月15日～平成21年1月31日	生保該当者については、福祉事務所発行の診療依頼書等確認できるものの写しを予診票に添付すること。
篠栗町	3,000 生保:4,000（自己負担なし）	1,000	1,050	平成20年10月15日～平成21年1月31日	生保該当者については、福祉事務所発行の診療依頼書等確認できるものの写しを予診票に添付すること。
宇美町	3,000 生保:4,000（自己負担なし）	1,000	1,050	平成20年10月15日～平成21年1月31日	生保該当者については、福祉事務所発行の診療依頼書等確認できるものの写しを予診票に添付すること。
志免町	3,000 生保:4,000（自己負担なし）	1,000	1,050	平成20年10月15日～平成21年1月31日	生保該当者については、福祉事務所で発行する生活保護証明書（被接種者持参）等にて確認してください。
久山町	3,000 生保:4,000（自己負担なし）	1,000	1,050	平成20年10月15日～平成21年1月31日	生保該当者については、福祉事務所で発行する生活保護証明書（被接種者持参）等にて確認してください。
須恵町	3,000 生保:4,000（自己負担なし）	1,000	1,050	平成20年10月15日～平成21年1月31日	生保該当者については、福祉事務所で発行する生活保護証明書（被接種者持参）等にて確認してください。
新宮町	3,000 生保:4,000（自己負担なし）	1,000	1,050	平成20年10月15日～平成21年1月31日	生保該当者については、福祉事務所で発行する生活保護証明書（被接種者持参）等にて確認してください。
宗像市	3,000 （自己負担金免除該当者:4,000）	1,000	2,920	平成20年10月1日～平成21年3月31日	インフルエンザ自己負担金免除該当者:生保受給者、市町村民税非課税世帯者 ※どちらも被接種者は医療機関にて証明書等の提示が必要。各市発行のものを確認のうえ、接種のこと 原則12月末までに接種。
福津市	3,000 （自己負担金免除該当者:4,000）	1,000	2,920	平成20年10月1日～平成21年3月31日	インフルエンザ自己負担金免除該当者:生保受給者、市町村民税非課税世帯者 ※どちらも被接種者は医療機関にて証明書等の提示が必要。各市発行のものを確認のうえ、接種のこと
宮若市	2,000 生保:3,000（自己負担なし）	1,000	740	平成20年10月1日～平成20年12月31日	生活保護受給者へは、持参の証明書等で確認のうえ接種のこと。
小竹町	2,000 生保:3,000（自己負担なし）	1,000	740	平成20年10月1日～平成20年12月31日	生活保護受給者へは、持参の証明書等で確認のうえ接種のこと。
直方市	2,000 生保:3,000（自己負担なし）	1,000	740	平成20年10月1日～平成20年12月31日	生活保護受給者へは、持参の証明書等で確認のうえ接種のこと。生活保護受給証明書を予診票に添付して請求。
鞍手町	2,000 生保:3,000（自己負担なし）	1,000	740	平成20年10月1日～平成20年12月31日	生活保護受給者へは、持参の証明書等で確認のうえ接種のこと。
福智町	2,000 生保:3,000（自己負担なし）	1,000	500	平成20年10月1日～平成20年12月26日	
川崎町	2,000 生保:3,000（自己負担なし）	1,000	500	平成20年10月1日～平成20年12月26日	
香春町	2,000 生保:3,000（自己負担なし）	1,000	500	平成20年10月1日～平成20年12月26日	
添田町	2,000	1000（生保 1,000）	500	平成20年10月1日～平成20年12月26日	
田川市	2,000 生保:3,000（自己負担なし）	1,000	500	平成20年10月1日～平成20年12月26日	
赤村	2,000 生保:3,000（自己負担なし）	1,000	500	平成20年10月1日～平成20年12月26日	
糸田町	2,000 生保:3,000（自己負担なし）	1,000	500	平成20年10月1日～平成20年12月26日	
大任町	2,000	1,000	500	平成20年10月1日～平成20年12月26日	
飯塚市	3,000 生保、市民税非課税世帯:4,200（自己負担なし）	1,200	1,260	平成20年10月1日～平成20年12月29日	生活保護世帯・市民税非課税世帯は自己負担額を免除。 ※生活保護者は医療カードNo記載、市民税非課税世帯は非課税世帯証明書の添付が必要。
嘉麻市	3,000 生保、市民税非課税世帯:4,200（自己負担なし）	1,200	1,260	平成20年10月1日～平成20年12月29日	生活保護世帯・市民税非課税世帯は自己負担額を免除。
桂川町	3000 生保:4,200（自己負担なし）	1,200	1,260	平成20年10月1日～平成20年12月29日	生活保護世帯は自己負担額を免除。

平成20年度インフルエンザ広域予防接種料金・実施期間一覧

市町村名	接種料金（A+B）：市町村委託料		予診のみ （不可問診）	接種期間	特記事項
	市町村負担金（A）	自己負担金（B）			
久留米市	3,129 生保、市民税非課税世帯：4,179（自己負担なし）	1,050	1,291	平成20年10月14日～平成20年12月20日	インフルエンザの無料接種者の予診票については、生活保護者の方は証明書、非課税の方には非課税確認書を予診票の裏に添付してください。
大牟田市	2,220 生保、市民税非課税世帯：3,520（自己負担なし）	1,300	2,300	平成20年10月1日～平成20年12月31日	※65歳以上で市民税非課税世帯の方→本年7月に個別送付された介護保険料納入（納付）通知書（世帯欄が非課税で所得段階欄が第1段階～第3段階の記載があるもの）の写し ※60歳以上65歳未満（心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及び、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常の生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者も含む）で、市民税非課税世帯の方→「市民税非課税世帯申立書」 ※生活保護受給者→「保護証明書」 以上の証明書等を予診票に添付して請求すること。
八女市	2,600 生活保護世帯：4,000（自己負担なし）	1,400	設定なし	平成20年10月15日～平成20年12月30日	自己負担金免除者：生活保護世帯の該当者（65歳以上）被接種者は証明書を医療機関に提示。充分確認のうえ、接種をお願いします。証明書は予診票に添付して請求すること。
筑後市	2,600 生活保護世帯：4,000（自己負担なし）	1,400	設定なし	平成20年10月15日～平成20年12月30日	自己負担金免除者：生活保護世帯の該当者（65歳以上）被接種者は証明書を医療機関に提示。充分確認のうえ、接種をお願いします。証明書は予診票に添付して請求すること。
立花町	2,600 生活保護世帯：4,000（自己負担なし）	1,400	0	平成20年10月15日～平成20年12月30日	自己負担金免除者：生活保護世帯の該当者（65歳以上）被接種者は証明書を医療機関に提示。充分確認のうえ、接種をお願いします。証明書は予診票に添付して請求すること。
黒木町	2,600 生活保護世帯：4,000（自己負担なし）	1,400	設定なし	平成20年10月15日～平成20年12月30日	自己負担金免除者：生活保護世帯の該当者（65歳以上）被接種者は証明書を医療機関に提示。充分確認のうえ、接種をお願いします。証明書は予診票に添付して請求すること。
広川町	2,600 生活保護世帯：4,000（自己負担なし）	1,400	設定なし	平成20年10月15日～平成20年12月30日	自己負担金免除者：生活保護世帯の該当者（65歳以上）被接種者は証明書を医療機関に提示。充分確認のうえ、接種をお願いします。証明書は予診票に添付して請求すること。
星野村	2,600 生活保護世帯：4,000（自己負担なし）	1,400	設定なし	平成20年10月15日～平成20年12月30日	自己負担金免除者：生活保護世帯の該当者（65歳以上）被接種者は証明書を医療機関に提示。充分確認のうえ、接種をお願いします。証明書は予診票に添付して請求すること。
矢部村	2,600 生活保護世帯：4,000（自己負担なし）	1,400	0	平成20年10月15日～平成10年12月30日	自己負担金免除者：生活保護世帯の該当者（65歳以上）被接種者は証明書を医療機関に提示。充分確認のうえ、接種をお願いします。証明書は予診票に添付して請求すること。
東峰村	3,200 生活保護受給者：4,200（自己負担なし）	1,000	1,291	平成20年10月1日～平成20年12月31日	・被接種者からは自己負担¥1,000を徴収するが、インフルエンザ（65歳以上）接種の市町村への請求金額は全額の¥4,231とする。市町村からは被接種者自己負担額¥1,000を差引いた¥3,231が後日支払われる。 ・生保該当者については、福祉事務所で発行する生活保護証明書にて確認してください。
朝倉市	3,200 生活保護受給者：4,200（自己負担なし）	1,000	1,291	平成20年10月1日～平成20年12月31日	・被接種者からは自己負担¥1,000を徴収するが、インフルエンザ（65歳以上）接種の市町村への請求金額は全額の¥4,200とする。市町村からは被接種者自己負担額¥1,000を差引いた¥3,200が後日支払われる。 ・生保該当者については、福祉事務所で発行する生活保護証明書にて確認してください。
筑前町	3,200 生活保護受給者：4,200（自己負担なし）	1,000	1,291	平成20年10月1日～平成20年12月31日	・被接種者からは自己負担¥1,000を徴収するが、インフルエンザ（65歳以上）接種の市町村への請求金額は全額の¥4,231とする。市町村からは被接種者自己負担額¥1,000を差引いた¥3,231が後日支払われる。 ・生保該当者については、福祉事務所で発行する生活保護証明書にて確認してください。
小郡市	3,320 生活保護受給者：4,320（自己負担なし）	1,000	2,830	平成20年10月1日～平成20年12月15日	生活保護受給者は小郡市発行の生活保護受給者証明書で確認後に接種。予診票に添付して請求すること。 60歳以上65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写し、医師の診断書などを予診票に添付して請求すること。
大刀洗町	3,380 生活保護受給者：4,380（自己負担なし）	1,000	2,830	平成20年10月1日～平成20年12月20日	生活保護受給者の方は診療依頼書、対象の身体障害者の方は手帳で確認後に接種。予診票に添付して請求すること。
大木町	2,867 生保：4,067（自己負担なし）	1,200	1,680	平成20年10月14日～平成20年12月20日	
大川市	2,867 生活保護受給者：4,067（自己負担なし）	1,200	1,680	平成20年10月14日～平成20年12月20日	
柳川市	3,326 生活保護：4,326（自己負担なし）	1,000	2,835	平成20年10月1日～平成20年12月31日	生活保護受給者は受給者証明書で確認し、コピーを予診票に添付して請求して下さい。
みやま市	3,326 生活保護：4,326（自己負担なし）	1,000	2,835	平成20年10月1日～平成20年12月31日	生活保護受給者は受給者証明書で確認し、予診票に添付して請求して下さい。
うきは市	3,000 生活保護受給者：4,200（自己負担なし）	1,200	1,812	平成20年10月1日～平成20年12月31日	

定期予防接種広域化接種料金請求方法一覧(平成20年10月1日現在)

北九州ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考
北九州市	北九州市	①北九州市内の医療機関が実施した広域化の接種については、北九州市医師会経由で各市町村へ請求。 ②北九州市以外の医療機関が北九州市住民へ接種を行った場合は、原則として当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接北九州市へ請求。	北九州市医師会管内医療機関へは事務費として北九州市医師会1件42円、区医師会事務費(各区で設定。管内医療機関へは通知済)を差し引き、委託料を支払う。 管外医療機関へは北九州市より直接支払い。
遠賀中間	中間市	遠賀中間医師会経由 (※送付先別紙参照)	請求は、毎月締め翌月10日まで ※接種医療機関へは、1件につき事務手数料100円を差引いた金額を支払う。(不可問診を除く)
	芦屋町		
	水巻町		
	岡垣町		
	遠賀町		
京都	行橋市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締め翌月10日まで
	苅田町		
	みやこ町		
豊前築上	豊前市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締め翌月10日まで
	築上町		
	吉富町		
	上毛町		

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。

定期予防接種広域化接種料金請求方法一覧(平成20年10月1日現在)

福岡ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考
福岡市	福岡市	市へ直接請求	請求は、①乳幼児の予防接種については3ヶ月毎に最終月の翌月10日(7,10,14月10日)まで ②インフルエンザ予防接種については接種期間終了後の翌月10日までに請求
筑紫	筑紫野市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで
	春日市		
	大野城市		
	太宰府市		
	那珂川町		
糸島	前原市	各市町村へ直接請求	請求は、前原市は毎月締めめの翌月末、二丈町、志摩町は毎月締めめの翌月5日まで
	二丈町		
	志摩町		
粕屋	古賀市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで
	宇美町		
	篠栗町		
	志免町		
	須恵町		
	新宮町		
	久山町		
	粕屋町		
宗像	宗像市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで
	福津市		

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。

定期予防接種広域化接種料金請求方法一覧(平成20年10月1日現在)

筑豊ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考
直方鞍手	直方市	①直方鞍手医師会内の医療機関が、直方鞍手管内住民へ接種を行った場合は、医師会経由で各市町村へ請求。(従来の管内における広域化) ②管内住民が管外市町村で接種した場合、管外市町村住民が管内医療機関にて接種の場合は各市町村へ直接請求。	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	小竹町		
	鞍手町		
	宮若市		
田川	田川市	※インフルエンザのみ実施。 各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	香春町		
	添田町		
	福智町		
	糸田町		
	川崎町		
	大任町		
	赤村		
飯塚	飯塚市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	桂川町		
	嘉麻市		

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。

定期予防接種広域化接種料金請求方法一覧(平成20年10月1日現在)

筑後ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考
久留米	久留米市	①久留米市内の医療機関が実施した広域化の接種については、久留米医師会経由で各市町村へ請求。 ②久留米市以外の医療機関が久留米市住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは直接医療機関から直接久留米市へ請求。	3ヶ月毎に最終月の翌月(7,10,1,4月)10日までに請求
大牟田	大牟田市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで
	みやま市	みやま市の旧高田町の医療機関は、みやま市に直接請求	
八女筑後	八女市	各市町村へ直接請求	・乳幼児予防接種については、3ヶ月毎に翌月(7,10,1,4月)10日までに市町村へ請求 ・インフルエンザ予防接種については、実施期間分をまとめて翌月10日(1月10日)までに市町村へ請求
	筑後市		
	黒木町		
	立花町		
	広川町		
	矢部村		
	星野村		
甘木朝倉	朝倉市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで
	筑前町		
	東峰村		
小郡三井	小郡市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで
	大刀洗町		
大川三潆	大川市	①大川三潆医師会管内の医療機関が実施した広域化の接種については、大川三潆医師会経由で各市町村へ請求。 ②大川三潆医師会管外の医療機関が大川市、大木町住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは直接医療機関から直接行政へ請求。	・請求は、毎月締めめの翌月10日まで ・医療機関が医療法人である場合は、医療法人の印鑑を押して請求すること
	大木町		
柳川山門	柳川市	①管内医療機関分については医師会にて取りまとめて一括請求 ②管外医療機関は、柳川市へ直接請求書を提出	・管内医療機関分については医師会にて取りまとめて一括請求→医師会より医療機関へ振り込み ・管外医療機関は、実施月の翌月10日までに柳川市へ請求書を提出→市町より医療機関へ直接振り込み
	みやま市	毎月、市役所へ直接請求	
浮羽	うきは市	①浮羽医師会管内の医療機関が実施した広域化の接種については、浮羽医師会経由で各市町村へ請求。 ②浮羽医師会管外の医療機関が浮羽医師会管内住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接行政へ請求。	請求は、毎月締めめの翌月10日まで

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。